

## 後発医薬品のある先発医薬品 (長期収載品) の選定療養について

令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組みとして後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

特別の料金とは先発品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の負担金のことを言います。

### 特別の料金の徴収対象

- ・ 外来での院内・院外処方（在宅自己注射も含む）
- ・ 後発医薬品が初めて薬価基準に収載されてから5年を経過した品目、または5年を経過しない品目のうち後発品置換え率が50%以上のもの

### 特別の料金の徴収対象外

- ・ 医療上の必要がある場合
- ・ 後発医薬品の在庫がない場合
- ・ バイオ医薬品

＊詳細は厚労省ホームページをご確認下さい。

【[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_39830.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html)】